

●インターンシップの位置付け・単位化

卒業年次後期における就職内定先での継続的な就業体験（以下「インターンシップ」という）による履修認定の申請及び方法等に関して、次のとく必要な事項を定める。

(要件)

- ・インターンシップを行う者は、それぞれの学科において「インターンシップ専攻」を選択するものとする。
- ・「インターンシップ専攻」を選択できる期間は、卒業年次後期の授業開始日から後期末試験前日までとする。

(手続き)

- ・「インターンシップ専攻」を選択する者は、次の書類をインターンシップ開始の前日までに校長に提出しなければならない。
 - (1) インターンシップ専攻願

(承認)

- ・「インターンシップ専攻」の選択は、クラス担任、学科長の確認を経て、校長が承認する。

(修了)

- ・「インターンシップ専攻」を選択した者は、期間中は所定の様式により定期的な報告を行わなければならない。
- ・インターンシップは、インターンシップ先からの「就業体験状況報告書」の提出をもって修了とする。やむを得ない事由により報告書が提出されない場合は、担任がインターンシップ先へ修了を確認し、報告書を作成することをもって修了とみなす。
- ・「インターンシップ専攻」を選択した者が、途中でインターンシップを中断した場合は、「インターンシップ専攻」の選択を放棄したものとし、理由の如何に関わらず、中断の翌日より後期開講の授業科目を履修する。

(単位の認定)

- ・修了したインターンシップにより認定する「インターンシップ専攻」の単位は、科目配当表に学科毎に規定する、病院実習科目を除く卒業に必要な後期開講科目の単位数に相当する単位数とする。
- ・インターンシップの中断により授業科目を履修することになった者の単位認定は、通常の単位認定とし、学則第27条に基づいて行うものとする。なお、インターンシップ中の欠席は「公欠」として扱う。

(成績の評価)

- ・「インターンシップ専攻」の成績の評価は、報告書の記載をもとに担任が行い、学科長が決定する。ただし、特段の問題がなくインターンシップを修了した者は、原則として「優」の評価とする。